

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県神石郡神石高原町阿下798番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、神石高原町の地域情報の発信を行うとともに、観光農園の運営、自然体験等のイベント開催、地域経済の活性化に向けた企画等を行い、活力と魅力のある地域づくりと観光振興を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域環境・森林・農地保全に関する事業
- (2) 農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業
- (3) 自然体験等のイベント、交流会の企画及び開催に関する事業
- (4) 地域経済活性化を目的としたふるさと納税や移住促進等の企画、情報提供及び支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
- (2) 監 事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため会場に来ることができない正会員は、オンライン会議などのシステム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下、同じ。）によって総会に参加し、表決することができる。

- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議などのシステムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の任一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため会場に来ることができない理事は、オンライン会議などのシステムによって理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議などのシステムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	瀬尾 宗隆
理事	馬屋原 義範
理事	三枝 勇貴
監事	加古川 裕一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)	入会金	0円	年会費	0円
(2) 正会員(団体)	入会金	0円	年会費	0円
(3) 賛助会員(個人)	入会金	1,000円	年会費	一口1,500円
(4) 賛助会員(団体)	入会金	2,000円	年会費	一口3,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	せお むねたか 瀬尾 宗隆		無
理事	うまやはら よしのり 馬屋原 義範		無
理事	さえぐさ ゆうき 三枝 勇貴		無
監事	かこがわ ゆういち 加古川 裕一		有

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちが暮らす広島県東部の神石高原町は、緑豊かな田園に囲まれ、四季折々の季節の移り変わりを感じる豊かな自然に恵まれた地域です。高速道路や鉄道が通っていない山あいに位置していることもあり、近年、過疎高齢化が進み、さらに観光客数も県平均を下回り、宿泊者数も減少に歯止めがかからない状況にあり、地域活性化が最重要課題となっております。また、将来、地域の担い手となる子どもたちのほとんどが大学進学時に親元を離れ、都市部で就職し故郷へ戻ってこない状況にあり、地域の人口減少に歯止めをかける取り組みが喫緊に必要な状況です。

上記の課題を解決するために、神石高原町では、観光による交流人口の拡大や地域経済の活性化を、町民・事業者・関係団体などあらゆる主体と連携し進める取り組みを行っています。

こうした状況の中、私たちは、地域環境・森林・農地保全に関する事業を行い、耕作放棄土地や後継者のいない農地や空き家を有効活用した取り組みを計画しております。すでに環境保全のための取り組みとして、以前より道路わきの草刈りや側溝の清掃等を行っており、さらに多くの方々、特にこのようなボランティア活動や地域課題への取り組みに関心のある若い方々の受け入れを行い、活動範囲を拡大したいと考えております。空き家については、私たちの近隣にも多く、観光農園を盛り上げるための施設や民泊等にできるよう調査をすすめております。

神石高原町も以前より地域課題として様々な取り組みを行っていますが、これまで行ってきた施策を土台として令和7年度から10年にわたる計画を策定しております。（「神石高原町第3次長期総合計画」参考）そのうちの農業分野による地域経済の活性化と雇用の創出の計画については、私たち環境・森林・農地保全活動や観光農園の普及活動の取り組みとの連携が図れると考えており、計画実行と合わせて、行政との連携を進め、多くの方々に住みたい、暮らし続けたいと思ってもらえるような地域づくりを通し人口減少の抑制に寄与致します。

また、農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業、自然体験等のイベント、交流会の企画及び開催に関する事業を行い、地域の農園でのブルーベリー、ラズベリー、イチゴなどの摘み取り体験や、川遊び、料理教室イベントや交流会など本町の豊かな自然を生かした企画を地域住民も交えて継続的に実施し、観光促進に寄与致します。地域全体で観光客を受け入れ、交流することにより、地域に暮らす方々が地域の魅力を再確認することもできると考えます。

加えて、地域経済活性化を目的としたふるさと納税や移住促進等の企画、情報提供及び支援に関する事業を行い、行政や地域の事業者等と情報共有、連携しながら、農作物の六次産業化を図るとともに、移住相談所をイベント開催の際などに設けるなどして神石高原町の地域経済の活性化につながる移住促進を進めて参ります。NPO法人としての活動を開始したおりに、ふるさと納税の対象事業者としての手続きを神石高原町へ行う予定で実施に向けた準備を進めております。

開設にあたっては、神石高原町が積極的に民間企業やNPO法人等と連携したまちづくりを進めていることと、企業や行政との契約締結の面や事業の遂行上、積極的に情報公開を行うことによる社会的信頼度が高い特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクトを設立することに致しました。

当法人は、広く一般市民に対して、神石高原町の地域情報の発信を行うとともに、観光農園の運営、自然体験等のイベント開催、地域経済の活性化に向けた企画等を行い、活力と魅力のある地域づくりと観光振興を図り、もって公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和6年以降、環境保全のための取り組みとして、道路わきの草刈りや側溝の清掃等を行っております。

令和7年5月19日午前11時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員案を審議し決定しました。

令和7年6月2日午後13時より設立準備会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員案を提案し、審議の上決定しました。

令和7年9月30日午後13時より設立総会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員等の案を審議の上決定しました。

もって、特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクトの設立を申請します。

令和7年9月30日

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト

設立代表者

瀬尾 宗隆

設立初年度 事業計画書

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行いつつ、神石高原町の地域情報の発信を行うとともに、観光農園の運営、自然体験等のイベント開催、地域経済の活性化に向けた企画、送迎支援等を行い、活力と魅力のある地域づくりと観光振興を図り、もって公益に寄与するために、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
地域環境・森林・農地保全に関する事業	耕作放棄土地や後継者のいない農地や空き家を有効活用するための調査 荒廃地を活用した新たな農園の整備に関する調査	月5 ～6回	神石郡神石高原町	5人	神石郡神石高原町内の一般市民 約7千人	0
	道路のわきの草刈り、側溝の清掃など地域の環境保全、農地保全	月5 ～6回	神石郡神石高原町	5人	神石郡神石高原町内の一般市民 他、環境保全・農地保全に関心のある一般市民 約7千人	45
	荒れた森林の整備、倒木、間伐など実施	年1回	神石郡神石高原町	5人	神石郡神石高原町内の一般市民 約7千人	250
農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業	ブルーベリー、ラズベリー、イチゴなどの摘み取り体験イベントの開催	月2 ～3回	神石郡神石高原町	5人	一般市民 100人	355
	地域の企業、農家との連携による観光農園、観光施設の管理	通年	神石郡神石高原町	1人	一般市民 5人	142

	観光農園経営のオンライン研修	年4 ～5回	神石郡神 石高原町 法人事務 所	5人	一般市民、特 に観光農園を あらたに始め る方々 5人	213
自然体験等のイ ベント、交流会 の企画及び開催 に関する事業	木材をマキにする体験 や川遊び、地元の作物を 使用した料理教室など イベントや交流会を開 催	年4 ～5回	神石郡神 石高原町 その他周 辺地域	2人	一般町民 40人／回	61
地域経済活性化 を目的としたふ るさと納税や移 住促進等の企 画、情報提供及 び支援に関する 事業	観光農園や有効活用農 地での収穫作物を地域 の事業者と連携し、加工 販売、ふるさと納税の返 礼品として利用 (初年度は企画、準備の み)	随時	神石郡神 石高原町	2人	一般市民 約7千人	0
	神石郡神石高原町への 移住相談の受付、情報提 供	年4 ～5回	神石郡神 石高原町	1人	一般市民、特 に神石郡神石 高原町への移 住に関心のある 方々 約7千人	0
	地域活性化を目的とし た活動の企画、地域住民 や事業者との交流会	年5回	神石郡神 石高原町	2人	神石郡神石高 原町内の一般 市民 30人	50

令和 8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト

1 事業実施の方針

令和 8 年度は、行政や地域の事業者と連携し、神石高原町の地域情報の発信を行うとともに、観光農園の運営、自然体験等のイベント開催、地域経済の活性化に向けた企画等を行い、活力と魅力のある地域づくりと観光振興を図り、もって公益に寄与するために、下記事業を推進する。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
地域環境・森林・農地保全に関する事業	耕作放棄土地や後継者のいない農地や空き家を有効活用するための調査 荒廃地を活用した新たな農園の整備、体験施設や民泊の計画	月 5 ～ 6 回	神石郡神石高原町	5 人	神石郡神石高原町内の一般市民 約 7 千人	0
	道路のわきの草刈り、側溝の清掃など地域の環境保全、農地保全	月 5 ～ 6 回	神石郡神石高原町	5 人	神石郡神石高原町内の一般市民 他、環境保全・農地保全に関心のある一般市民 約 7 千人	312
	荒れた森林の整備、倒木、間伐など実施	年 1 回	神石郡神石高原町	5 人	神石郡神石高原町内の一般市民 約 7 千人	250
農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業	ブルーベリー、ラズベリー、イチゴなどの摘み取り体験イベントの開催	月 2 ～ 3 回	神石郡神石高原町	5 人	一般市民 1 0 0 人	737
	地域の企業、農家との連携による観光農園、観光施設の管理	通年	神石郡神石高原町	5 人	一般市民 5 人	464

	観光農園経営のオンライン研修	年4 ～5回	神石郡神 石高原町 法人事務 所	5人	一般市民、特 に観光農園を あらたに始め る方々 7人	503
自然体験等のイ ベント、交流会 の企画及び開催 に関する事業	木材をマキにする体験 や川遊び、地元の作物を 使用した料理教室など イベントや交流会を開 催	年4 ～5回	神石郡神 石高原町 その他周 辺地域	2人	一般町民 40人／回	159
地域経済活性化 を目的としたふ るさと納税や移 住促進等の企 画、情報提供及 び支援に関する 事業	観光農園や有効活用農 地での収穫作物を地域 の事業者と連携し、加工 販売、ふるさと納税の返 礼品として利用	随時	神石郡神 石高原町	2人	一般市民 約7千人	2,860
	神石郡神石高原町への 移住相談の受付、情報提 供	年4 ～5回	神石郡神 石高原町	1人	一般市民、特 に神石郡神石 高原町への移 住に関心のある 方々 約7千人	0
	地域活性化を目的とし た活動の企画、地域住民 や事業者との交流会	月1回	神石郡神 石高原町	2人	神石郡神石高 原町内の一般 市民 30人	306

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年9月30日まで
特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	213,000	213,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	135,000	135,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
地域環境・森林・農地保全に関する事業収益	0		
農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業収益	1,000,000		
自然体験等のイベント、交流会の企画及び開催に関する事業収益	48,000		
地域経済活性化を目的としたふるさと納税や移住促進等の企画、 情報提供及び支援に関する事業収益	0		
		1,048,000	
経常収益計			1,396,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000		
法定福利費	80,000		
人件費計	580,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	60,000		
業務委託費	250,000		
通信費	20,000		
施設利用料	15,000		
広告宣伝費	21,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	0		
消耗品費	150,000		
その他経費計	536,000		
事業費計		1,116,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	20,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	50,000		
通信費	25,000		
広告宣伝費	100,000		
支払手数料	2,500		
消耗品費	5,000		
その他経費計	186,500		
管理費計		206,500	
経常費用計			1,322,500
税引前当期経常増減額			73,500
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			3,500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,500

令和7年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

（単位：円）

科目	地域環境・森林・農地保全に関する事業	農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業	自然体験等のイベント、交流会の企画及び開催に関する事業	地域経済活性を目的としたふるさと納税や移住促進等の企画、情報提供及び支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	213,000	213,000
2. 事業収益	0	1,000,000	48,000	0	1,048,000	0	1,048,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	0	135,000	135,000
経常収益計	0	1,000,000	48,000	0	1,048,000	348,000	1,396,000
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	0	500,000	0	0	500,000	0	500,000
役員報酬	0	0	0	0	0	20,000	20,000
法定福利費	0	80,000	0	0	80,000	0	80,000
人件費計	0	580,000	0	0	580,000	20,000	600,000
(2) その他経費							
会議費	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	4,000	24,000
旅費交通費	25,000	5,000	15,000	15,000	60,000	50,000	110,000
業務委託費	250,000	0	0	0	250,000	0	250,000
車両費	0	0	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0
通信費	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	25,000	45,000
施設利用料	0	0	0	15,000	15,000	0	15,000
広告宣伝費	0	15,000	6,000	0	21,000	100,000	121,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	0	2,500	2,500
消耗品費	10,000	100,000	30,000	10,000	150,000	5,000	155,000
その他経費計	295,000	130,000	61,000	50,000	536,000	186,500	722,500
経常費用計	295,000	710,000	61,000	50,000	1,116,000	206,500	1,322,500
当期経常増減額	-295,000	290,000	-13,000	-50,000	-68,000	141,500	73,500

令和8年度 活動予算書
令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	633,000	633,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
地域環境・森林・農地保全に関する事業収益	0		
農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業収益	2,400,000		
自然体験等のイベント、交流会の企画及び開催に関する事業収益	120,000		
地域経済活性化を目的としたふるさと納税や移住促進等の企画、 情報提供及び支援に関する事業収益	2,850,000		
		5,370,000	
経常収益計			6,203,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,120,000		
法定福利費	499,200		
人件費計	3,619,200		
(2) その他経費			
会議費	48,000		
謝金	205,000		
旅費交通費	133,000		
業務委託費	850,000		
通信費	48,000		
施設利用料	36,000		
広告宣伝費	49,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	0		
消耗品費	603,000		
その他経費計	1,972,000		
事業費計		5,591,200	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	20,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	120,000		
通信費	60,000		
広告宣伝費	0		
支払手数料	18,000		
消耗品費	12,000		
その他経費計	214,000		
管理費計		234,000	
経常費用計			5,825,200
税引前当期経常増減額			377,800
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			307,800
前期繰越正味財産額			3,500
次期繰越正味財産額			311,300

令和 8 年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人神石リーディングプロジェクト

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

（単位：円）

科目	地域環境・森林・農地保全に関する事業	農園を利用した観光促進と観光施設の管理支援に関する事業	自然体験等のイベント、交流会の企画及び開催に関する事業	地域経済活性化を目的としたふるさと納税や移住促進等の企画、情報提供及び支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	633,000	633,000
2. 事業収益	0	2,400,000	120,000	2,850,000	5,370,000	0	5,370,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	0	200,000	200,000
経常収益計	0	2,400,000	120,000	2,850,000	5,370,000	833,000	6,203,000
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	0	1,200,000	0	1,920,000	3,120,000	0	3,120,000
役員報酬	0	0	0	0	0	20,000	20,000
法定福利費	0	192,000	0	307,200	499,200	0	499,200
人件費計	0	1,392,000	0	2,227,200	3,619,200	20,000	3,639,200
(2) その他経費							
会議費	12,000	12,000	12,000	12,000	48,000	4,000	52,000
謝金	180,000	0	25,000	0	205,000	0	205,000
旅費交通費	60,000	12,000	25,000	36,000	133,000	120,000	253,000
業務委託費	250,000	0	0	600,000	850,000	0	850,000
車両費	0	0	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0
通信費	12,000	12,000	12,000	12,000	48,000	60,000	108,000
施設利用料	0	0	0	36,000	36,000	0	36,000
広告宣伝費	0	36,000	10,000	3,000	49,000	0	49,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	0	18,000	18,000
消耗品費	48,000	240,000	75,000	240,000	603,000	12,000	615,000
その他経費計	562,000	312,000	159,000	939,000	1,972,000	214,000	2,186,000
経常費用計	562,000	1,704,000	159,000	3,166,200	5,591,200	234,000	5,825,200
当期経常増減額	-562,000	696,000	-39,000	-316,200	-221,200	599,000	377,800